

「外国為替検査マニュアル」の一部改正の際に寄せられた質問及びそれに対する回答

【(別添3-2) 金融機関等の両替業務における取引時確認等に関する犯罪収益移転防止法令及び本人確認義務等に関する外為法令の遵守状況に係るチェックリスト】

No.	対象項目番号	質問等	回答
1	Ⅱ. 1. (3) ハイリスク取引	<p>一見客については、なりすまし取引や偽り取引にかかる厳格な顧客管理は必要ないが、イラン・北朝鮮取引については、厳格な顧客管理を行う必要があるという理解でよいか。</p>	<p>左記の理解で差し支えありません。 詳細については、Ⅱ. 1. (3) の(注)をご参照下さい。</p>
		<p>日本に居住するイラン・北朝鮮国籍の顧客が両替を行なうことは少なくないが、その場合に、金額にかかわらず、例えば故郷の親族のために行う両替でないこと等を確認する必要があるか。</p>	<p>イラン・北朝鮮国籍であっても日本に居住している場合には、ハイリスク取引に該当しないため、二百万円超の両替取引の場合に取引時確認を行って下さい。 詳細については、Ⅱ. 1. (3) ③をご参照下さい。</p>
2	Ⅱ. 3. 本邦内に住居を有しない外国人の本人特定事項の確認方法	<p>犯収法の規定では、在留期間が90日以内で、かつ、本邦内に住居を有していないとされている短期滞在の外国人の場合については、住居の記載欄のない旅券を本人確認書類として使用できるとされている。また、改正犯収法において、顧客がハイリスク取引に該当する取引を行う際には、追加の本人確認書類等により確認を行うこととされている。</p> <p>上記の規定に関して、以下の事項を確認したい。</p> <p>① 本邦での在留期間が90日以内、かつ、本邦内に住居を有していないとされている短期滞在のイラン・北朝鮮国籍の顧客との間の二百万円相当額超の両替取引はハイリスク取引(イラン・北朝鮮に居住する者との</p>	<p>① 左記の情報からは、顧客がイラン・北朝鮮に居住しているか否かを判断することはできませんが、顧客に居住地を尋ねるなどして、ハイリスク取引に該当するか否かを判断して下さい。</p>

No.	対象項目番号	質問等	回答
		<p>二百万円相当額超の両替取引)に該当するとの理解で よいか。</p> <p>② 上記顧客による両替取引がハイリスク取引に該当 する場合、実務上、短期滞在者に対して追加の本人確 認書類等を求めることが困難であり、したがって、ハ イリスク取引の確認時に求められる、改正犯収法施行 規則に規定する「イラン・北朝鮮に居住し又は所在す る顧客」の住居を確認することが困難であることか ら、上記顧客からの二百万円相当額超の両替取引の申 出は一律に断る対応とすることでも問題ないか。</p> <p>③ イラン・北朝鮮国籍の顧客の在留期間が90日超の場 合には、住民基本台帳法上、中長期在留者として外国人 住民となり、日本人と同様、住民票を作成することが可能 であることから、本邦に居住している者との取引として、 ハイリスク取引(イラン・北朝鮮に居住する者との二百万 円相当額超の両替取引)には該当しないとの理解でよい か。</p>	<p>② ご指摘のとおり、実務上、短期滞在者に対して 追加の本人確認書類の提出等を求めることは困難 であることが想定されますが、仮に、Ⅱ. 7. の ハイリスク取引にかかる本人特定事項の確認がで きる場合には、取引に応じることは可能です。 なお、左記の顧客からの二百万円相当額超の両 替取引の申出を一律に断る対応とするか否かにつ いては、各金融機関において判断して下さい。</p> <p>③ 左記の顧客から本人確認書類の提出等を求め、 顧客が本邦に居住していることを確認できる場合 には、基本的にはハイリスク取引に該当しないと 判断して差し支えありません。</p>
3	Ⅱ. 4. 取引を行う目的の確認 方法	<p>外貨両替の取引目的の類型の例示について、口座振替 による外貨両替を行う場合、当該口座の本人確認済の確 認や確認記録の作成・保存等の顧客管理措置を行ったと きには、外貨両替の取引目的の確認は当該口座の利用目 的の申告を受けることでよいとの理解でよいか。 例えば、平成 25 年 4 月 1 日以降、次の口座から二百 万円超の外貨両替取引を行う場合、顧客管理事項の再度</p>	<p>預金口座を用いた外貨両替取引については、その 契約内容にもよりますが、基本的に継続的な契約(契 約の締結に際して本人確認を行い、その記録を保存 している場合に限り)に基づく取引に該当しま す。 したがって、犯収法施行前に預金口座の開設が行 われ、犯収法施行後に預金口座を用いた外貨両替取</p>

No.	対象項目番号	質問等	回答
		<p>の確認や本人確認書類の再度の徴求は不要でよいか。</p> <p>① 本年3月31日までに開設した口座で顧客管理事項未確認。</p> <p>② 本年4月1日以降に開設した口座で顧客管理事項確認済。ただし、取引を行う目的は「預金等契約の締結」としてのみの確認。</p>	<p>引が行われた場合には、当該口座の利用目的や外貨両替の取引目的を確認する必要はありません。</p> <p>また、犯収法施行後に預金口座の開設が行われ、預金口座の開設時に預金口座の利用目的を確認していれば、その後の預金口座を用いた外貨両替については、外貨両替の取引目的を確認する必要はありません。</p>
4	II. 7. ハイリスク取引の確認方法	<p>「二百万円超のなりすまし取引若しくは偽り取引又はイラン・北朝鮮取引」における「二百万円超」という文言は、「なりすまし取引」、「偽り取引」及び「イラン・北朝鮮取引」の3つの取引に適用されるとの理解でよいか。</p> <p>(4)のみ二百万円超と言う条件がありますが、(1)、(2)及び(3)については金額の条件は無いのか。</p>	<p>左記の理解で差し支えありません。</p> <p>なりすまし取引及び偽り取引には、金額の条件はありませんが、イラン・北朝鮮取引には二百万円超という金額の条件があります。</p> <p>詳細については、II. 1 (3)をご参照下さい。</p>

No.	対象項目番号	質問等	回答
5	別添留意事項 1 取引を行う目的の種類	両替業務用の「取引を行う目的の種類」のひな型が提示されているが、金融庁公表資料「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」における取引を行う目的の種類と同様、当該ひな型はあくまで例示であり、「旅行・出張関係資金」や「留学費用」などの項目を設けず、「その他」の欄に適宜記載することでも問題ないとの理解でよいか。	左記の理解で差し支えありません。
		取引を行う目的の種類については、金融庁の事務ガイドライン(犯収法の留意事項について)の種類を参考にし、両替業務の取引目的を確認する予定ですが、その対応で問題ないか。	取引を行う目的の種類については、両替業務の取引を行う目的の種類を示した財務省の「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」を参考に対応して下さい。
6	別添留意事項 3 取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うための措置	本措置は継続的な取引である預金取引等を主に念頭に置いて書かれていると思われ、単発的な取引である両替取引には馴染まない部分があるように思われる(特に、「(1) 取引時確認の完了前に顧客等と行う取引に関する措置」や「(5) 顧客等の継続的なモニタリング」など)。 貴省において、当該措置の対象となる取引として具体的にどのような取引を想定しているのか、考え方をご教示いただきたい。	当該措置の対象となる以下の取引が想定されますが、当該取引に限定されるものではありません。 ① 預金口座を用いた両替取引 ② 顧客である法人等との間で契約に基づいて行われる両替取引 ③ 一見客と頻繁に行われる両替取引 詳細については、「外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例」をご参照下さい。

No.	対象項目番号	質問等	回答
7	別添留意事項 3(2) 二百万円以下の両替取引に関する措置	<p>「その他の留意事項」について、3 (2) 二百万円以下の両替取引に関する措置において、二百万円を若干下回る取引とはどの程度を指すのかお示しいただきたい（例：199万円超、190万円超等）。顧客が二百万円の両替を希望した場合に、通常二百万円以内で両替を行なう場合が多い。この場合取引に対して十分な注意を払うが、法令取引時確認記録を作成する義務はないと理解してよいか。</p>	<p>取引時確認を意図的に回避していると思料される取引を想定しており、顧客との取引実態等を踏まえ、判断して下さい。</p> <p>なりすまし取引及び偽り取引以外の二百万円以下の両替取引については、取引時確認記録を作成する義務はありません。</p>
		<p>「二百万円以下の両替取引についても、二百万円を若干下回るなどの取引は、当該取引がマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと。」とは、法的に義務付けられる措置ではなく、努力義務を遂行するうえでの例示であるとの理解でよいか。</p>	<p>左記の理解で差し支えありません。</p>